

電話でも相談できます！

定期相談会を毎月開催中！

令和7年度

県労働委員会委員による 「労使間のトラブルに関する相談会」

職場のトラブルで悩んでいませんか？

あなたの労使間のトラブルに関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。（秘密厳守、無料）

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。（裏面のとおり）

と き

毎月第4火曜日（原則）
7年9月は24日（水曜日）

4/22	5/27	6/24	7/22	8/26	9/24
10/28	11/25	12/23	1/27	2/24	3/24

午後2時30分～午後5時
（受付：午後4時30分まで）

相談事例



突然解雇された理由もあいまい...



何度も契約更新した後に突然雇止めされた



事前に説明もなく賃金を引き下げられた



別の部署で力を発揮してくれませんか

※ トラブルの内容を相談者に代わって相手方に伝えて指導等を行うものではありません。

労働者、事業主のどちらでも
お気軽にご相談ください。



県ホームページ



ご存じですか？労働委員会 ～ 雇用のトラブル まず相談～

《 お問合せ・予約先 》

鹿児島県労働委員会事務局

鹿児島市鴨池新町10-1 県庁15階 相談専用ダイヤル:099(286)3943

*時間は、8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く。）

職場のトラブル解決！「あっせん」をご利用ください

県労働委員会では、個々の労働者と使用者との間に労働に関するトラブルが発生し、当事者間で解決を図ることが困難な場合、その解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

あっせんは、公益委員（弁護士・大学教授等）・労働者委員（労働組合役員等）・使用者委員（会社経営者等）の三者によるあっせん員が、双方の主張をお聞きして、歩み寄りにより円満な解決をお手伝いする制度です。公労使三者構成によるあっせんは、労働委員会ならではの制度であり、公正かつ丁寧な対応が特徴です。

労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

詳細は、事務局（０９９－２８６－３９４３）にお問い合わせいただくか、鹿児島県労働委員会のホームページをご覧ください。

*ホームページは

鹿児島県労働委員会

で 検索

県ホームページ



解決のエキスパートに
おまかせください



あっせん事例

《労働者側》

【事例：解雇】

労働者Aさんは、会社から勤務態度不良等を理由に解雇を言い渡された。Aさんは、解雇及び解雇理由に納得がいけないとして、解雇の撤回を求めてあっせんを申請した。

（あっせん経過）

会社は解雇に至る手続において落ち度があったことを認めたものの、解雇の撤回は困難と主張した。あっせんの結果、労使双方が金銭解決の意向を示し、Aさんの退職及び会社がAさんに解決金を支払うことで双方が合意し、解決した。

【事例：時間外勤務手当の支払い】

労働者Bさんは、ほぼ毎日２時間程度の時間外勤務をしていたが、時間外勤務手当が支払われたことは一度もなかった。Bさんは社長に時間外勤務手当の支払いを求めたが、拒否された。納得できないBさんは時間外勤務手当の支払いを求めて労働委員会にあっせんを申請した。

（あっせん経過）

Bさんは自分の手帳に残した勤務時間の記録をもとに時間外勤務手当を請求したいと主張したところ、会社は、記録の裏付けを確認した上で支払いたいと主張した。あっせん員は、Bさんと会社の間で未払い額についての合意を求め、会社がその額を支払うことで解決した。

《使用者側》

【事例：退職条件】

会社は、会社解散に伴い、社員に対して、関係会社への転籍又は退職を選択するよう提案した。これに対して、労働者Cさんは退職の意向を示したが、会社が提案した条件には納得できないとした。数回にわたり交渉を重ねたが、合意には至らなかったことから、会社があっせんを申請した。

（あっせん経過）

第１回あっせんでは双方の主張の隔たりが大きかったため、あっせん員が双方に退職条件の再考を求めた。あっせん員の粘り強い説得により、第２回あっせんで双方が退職条件に合意し、解決した。